

リフォーム融資

耐震・バリアフリーリフォームに融資

概要

耐震改修を行う場合、もしくは高齢者向け返済特例制度を利用して部分的バリアフリー工事または耐震改修を行う場合、(独)住宅金融支援機構のリフォーム融資を利用することができます。

これだけ お得です!!

- ① 高齢者向け返済特例制度を利用する方
 - ・ 下記のいずれか低い額
 - ① 基本融資額: 1,000万円(10万円単位)
 - ※住宅部分の工事費が上限
 - ② (一財)高齢者住宅財団が保証する限度額
 - ※保証限度額の上限は1,000万円
- ② 耐震改修工事を行う方
 - ・ 下記のいずれか低い額
 - ① 基本融資額1,000万円(10万円単位)(住宅債権積立者または住宅積立郵便貯金積立者は、基本融資額とあわせて債券加算額、郵貯加算額を利用できる場合があります)
 - ② 住宅部分の工事費の80%

このような住宅が対象です

- 次のすべてに当てはまる住宅。
 - ① 工事完了後の住宅部分の床面積が50㎡(共同建40㎡)以上の住宅
 - ② 申込者本人、申込者本人の配偶者、申込者本人または配偶者の親族のうち、いずれかの方が所有または共有している住宅

このような方が利用できます

- 次のいずれかにあてはまる方。
 - ① 高齢者向け返済特例制度を利用する方
 - ② 耐震改修工事または耐震補強工事を行う方
- 本人、本人の配偶者、本人または配偶者の親族が所有し、居住する住宅のリフォームをする方で、申込日現在の年齢が次のいずれかである方。
 - ① 高齢者向け返済特例制度を利用される方: 60歳以上の方
 - ② 高齢者向け返済特例制度を利用されない方: 79歳未満の方
- 総返済負担率が次の基準以下である方。
 - ① 年収が400万円未満の場合: 30%以下
 - ② 年収が400万円以上の場合: 35%以下
 - ※申込み本人の収入だけで総返済負担率基準を満たさない場合は、同居予定者の収入を合算できる場合があります
- 日本国籍の方。
または永住許可などを受けている外国人の方

このような工事が対象です

- 下記のいずれかに当てはまる工事。
 - ① 高齢者向け返済特例制度を利用する場合に必要な工事
 - 下記の「部分的バリアフリー工事」または②の「耐震改修工事」のいずれかに該当する工事
 - ・ 床の段差解消
 - ・ 廊下幅および居室の出入口の幅員の確保
 - ・ 浴室及び階段の手すりの設置
 - ② 耐震改修工事を行う場合に必要な工事
 - 自治体の設定を受けた耐震改修もしくは(独)住宅金融支援機構の定める耐震補強のいずれかの工事
 - ③ ①または②と併せて実施する下記のいずれかの工事
 - ・ 一定の設備の一式取替工事または新設工事
 - ・ 住宅部分の床面積を増加させる工事
 - ・ 住宅本体工事のほか、植樹・造園・外構などの工事

制度の
詳細

独立行政法人住宅金融支援機構

<http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/reform.html>

